

## 第2章 統計調査

本章では、第1節において、性犯罪に関する刑法の規定の概要についてまとめた上で、第2節以降において、各種統計資料に基づき、主として不同意性交等（平成29年法律第72号による改正前は強姦（準強姦を含む。）をいい、同改正後、令和5年法律第66号による改正前は強制性交等（準強制性交等を含む。）、強姦及び監護者性交等をいい、同改正後は不同意性交等、強制性交等、強姦及び監護者性交等をいう。以下本章2節以降において同じ。）及び不同意わいせつ（平成29年法律第72号による改正前は強制わいせつ（準強制わいせつを含む。）をいい、同改正後、令和5年法律第66号による改正前は強制わいせつ及び監護者わいせつをいい、同改正後は不同意わいせつ、強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。以下本章2節以降において同じ。）について、認知件数等の推移のほか、被害者の属性等の推移、起訴・不起訴人員の推移、通常第一審における有罪人員の刑期別構成比の推移等を取り上げ、性犯罪の動向について概観する。

### 第1節 性犯罪に関する刑法の概要

刑法（明治40年法律45号）は、性犯罪に関し、個人の性的自由に対する罪と性風俗に対する罪を規定しており、本節では、前者につき、近年の法改正に触れた後、各罪を概説する。

#### 1 近年の法改正

平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が強制性交等に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②監護者わいせつ・監護者性交等が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③親告罪であった強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）が非親告罪化された。

さらに、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ及び不同意性交等とす

るとともに、②性交、肛門性交及び口腔性交のほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入する行為であってわいせつなものについても、不同意性交等の対象である「性交等」に含めることとし、③13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、④16歳未満の者に対する面会要求等の罪を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた。

## 2 性的自由に対する罪

刑法が規定する主な性的自由に対する罪には、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪、不同意わいせつ等致死傷罪、16歳未満の者に対する面会要求等罪、強盗・不同意性交等及び同致死罪がある。

### (1) 不同意わいせつ罪

不同意わいせつ罪は、次の①から⑧までの行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者につき、婚姻関係の有無にかかわらず、成立する（刑法176条1項）。①から⑧までの行為又は事由とは、①暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと、②心身の障害を生じさせること又はそれがあること、③アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること、④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること、⑤同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと、⑥予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること、⑦虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していることである。

また、同罪は、行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者にも成立する（同条2項）。

さらに、同罪は、16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）にも成立する（同条3項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

## (2) 不同意性交等罪

不同意性交等罪は、前記①から⑧までの行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下本節において「性交等」という。）をした者につき、婚姻関係の有無にかかわらず、成立する（刑法177条1項）。

また、同罪は、不同意わいせつ罪と同様、行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者についても、成立する（同条2項）。

さらに、不同意性交等罪は、不同意わいせつ罪と同様、16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）についても、成立する（同条3項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

## (3) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪

監護者わいせつ罪は、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者につき、成立する（刑法179条1項）。

また、監護者性交等罪は、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者につき、成立する（同条2項）。

これらの未遂も処罰される（刑法180条）。

## (4) 不同意わいせつ等致死傷罪

不同意わいせつ等致死傷罪は、不同意わいせつ罪又は監護者わいせつ罪（いずれも未遂を含む）を犯し、よって人を死傷させた者につき、成立する（刑法181条1項）。

また、不同意性交等致死傷罪は、不同意性交等罪又は監護者性交等罪（いずれも未遂を含む）を犯し、よって人を死傷させた者につき、成立する（同条2項）。

## (5) 16歳未満の者に対する面会要求等罪

16歳未満の者に対する面会要求の罪は、わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の①から③までのいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生

まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)につき、成立する(刑法182条1項)。①から③までの行為とは、①威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること、②拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること、③金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求することである。

また、16歳未満の者に対する面会要求の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者については、当該面会をしたことにつき罪が成立する(同条2項)。

さらに、16歳未満の者に対し、次の①又は②の行為(②の行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)については、当該要求をしたことにつき罪が成立する(同条3項)。①又は②の行為とは、①性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること、②①のほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。)を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信することである。

#### (6) 強盗・不同意性交等及び同致死罪

強盗・不同意性交等罪は、強盗罪(未遂を含む。)を犯した者が不同意性交等罪(未遂を含む。)をも犯したとき、又は不同意性交等罪(未遂を含む。)を犯した者が強盗罪(未遂を含む。)をも犯したときに成立する(刑法241条1項)。

強盗・不同意性交等致死罪は、強盗・不同意性交等罪に当たる行為により人を死亡させた者につき、成立する(同条3項)。

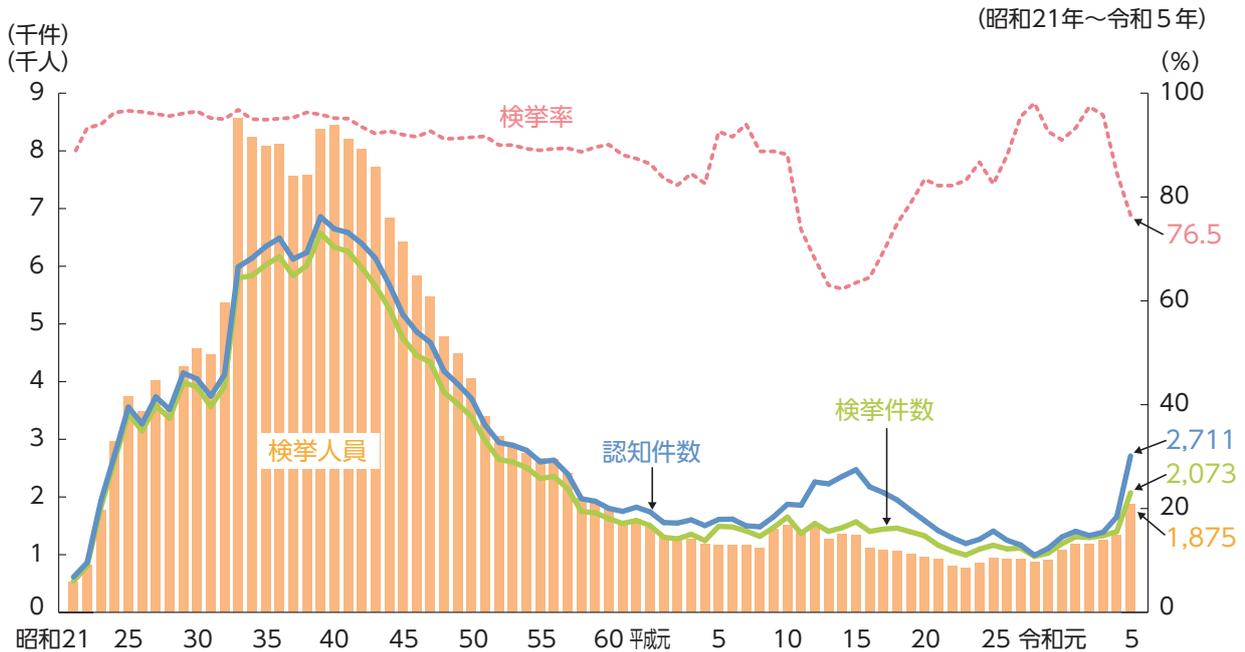
## 第2節 検挙

### 1 不同意性交等の認知件数等

不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和21年以降）を見ると、2-2-1 図のとおりである。認知件数は、昭和39年に戦後最多を記録した6,857件をピークに減少傾向にあったが、平成9年から増加傾向を示し、15年には2,472件となった。その後は、減少傾向にあり、28年は昭和57年以降で最少の989件であったが、平成29年から再び増加傾向に転じた。令和5年は2,711件で前年より大幅に増加したが（前年比1,056件（63.8%）増）、ピーク時の約4割であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正（同年7月施行）によって対象が拡大した点及び前記令和5年法律第66号による改正（同年7月施行）によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。また、検挙件数も、昭和39年の6,575件をピークに減少傾向にあったが、平成29年から増加傾向にあり、令和5年は2,073件（同672件（48.0%）増）であったが、ピーク時の約3割であった。検挙人員は、昭和33年に戦後最多を記録した8,569人をピークに、その後7,500人から8,500人までの間で推移していたが、41年以降おおむね減少傾向にあり、平成23年には戦後二番目に少ない768人を記録した。29年以降は再び増加傾向にあり、令和5年は1,875人（前年比536人（40.0%）増）であったが、ピーク時の約2割であった。検挙率は、戦後一貫して80%以上であったが、平成10年から低下し続け、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年から令和3年までは、いずれの年も90%台と高水準で推移していた。5年は前年に引き続き低下し、76.5%（前年比8.2pt低下）であったが、戦後最低を記録した平成14年の約1.2倍であった。

2-2-1 図

不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移



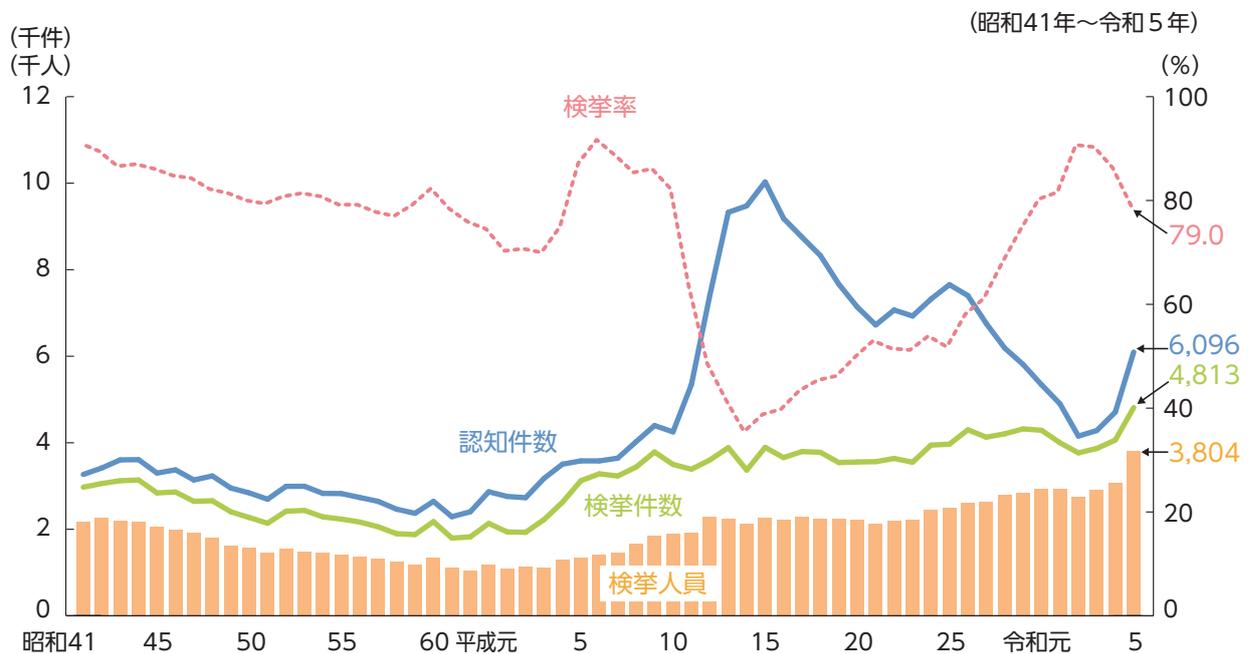
注 1 警察庁の統計による。  
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

## 2 不同意わいせつの認知件数等

不同意わいせつの認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和41年以降）を見ると、2-2-2図のとおりである。認知件数は、昭和45年から61年までなだらかな減少傾向にあったところ、62年以降増加傾向にあり、特に平成11年から13年にかけて著しく増加したが、15年の1万29件をピークに減少に転じた。22年から25年までは増加傾向にあり、26年から令和2年まで減少し続けた後、3年に再び増加に転じ、5年は6,096件（前年比1,388件（29.5%）増）であったが、ピーク時の約6割であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに前記令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。また、検挙件数は、昭和45年から平成4年までは1,000件台後半から2,000件台、5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台前半、令和元年から3年までは3,000件台後半でそれぞれ推移していたが、4年は4,000件を超え、5年は、昭和41年以降最多の4,813件（同751件（18.5%）増）であった。検挙人員は、昭和43年以降なだらかな減少傾向にあり、62年に41年以降最少の1,046人を記録した後、1,100人前後で推移していたが、平成4年から増加傾向を示し、12年

から23年までは2,100人から2,200人台で推移した。その後、24年から再び増加傾向にあり、令和5年は昭和41年以降最多の3,804人（同737人（24.0%）増）であり、41年以降最少であった62年の約3.6倍であった。検挙率は、41年以降一貫して70%以上であったものの、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降最低を記録した。その後は上昇傾向にあり、令和5年は79.0%（同7.3pt低下）で、昭和41年以降最低を記録した平成14年の約2.2倍であった。

2-2-2図 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙人員・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。  
 2 強制わいせつと公然わいせつを分けて統計を取り始めた昭和41年以降の数値を示した。

### 3 性犯罪被害者

#### (1) 被害の発生状況

不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数・被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。）の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降）を男女別に見ると、**2-2-3図**のとおりである。

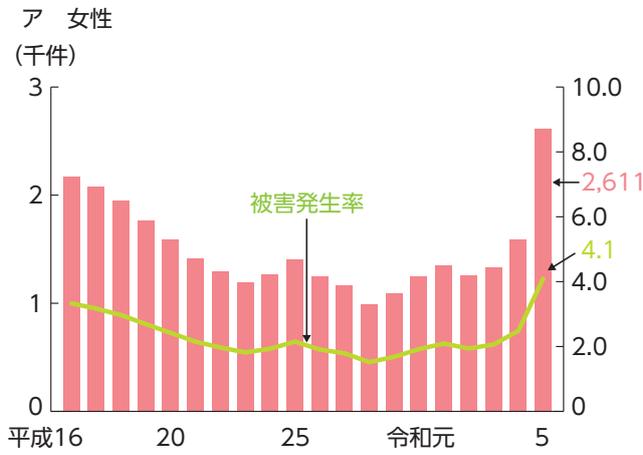
このうち、不同意性交等については、**2-2-3図①**のとおりである。女性を被害者とする認知件数は、平成16年（2,176件）以降おおむね減少傾向にあり、28年には16年の約2分の1である989件まで減少した。その後、29年からは再び増加傾向にあり、令和5年は、平成16年以降最多の2,611件（前年比64.1%増）であった。女性の被害発生率は、16年の3.3以降減少し、20年に2.5を下回ってからは令和4年まで1.5から2.5までの間で推移していたが、5年は、平成16年以降最高の4.1（前年比1.6上昇）であった。男性を被害者とする認知件数は、30年から令和4年までは50人台から70人台で推移していたが、5年は増加し、100件（前年比56.3%増）に達した。男性の被害発生率は、平成30年以降0.08から0.12までの間で推移していたが、令和5年は0.17（同0.06上昇）であった。

次に、不同意わいせつについては、**2-2-3図②**のとおりである。女性を被害者とする認知件数は、平成16年（8,917件）以降減少傾向にあり、22年から25年まで一旦増加傾向にあった後、再び減少が続き、令和2年には平成16年の約5分の2である3,995件まで減少した。その後は増加に転じ、令和5年は5,840件（前年比29.7%増）であった。女性の被害発生率は、平成16年（13.6）以降低下傾向を示し、28年以降は10.0未満で推移している。令和2年には6.2まで低下したが、3年からは増加し、5年は9.1（前年比2.1上昇）であった。男性を被害者とする認知件数は、平成16年（267件）以降減少傾向を示し、21年には16年の約5分の2である111件まで減少した。その後は、おおむね150件から200件の間で増減を繰り返して推移していたが、28年及び令和5年は250件前後に上った。男性の被害発生率は、平成16年以降0.18から0.43までの間で推移しており、令和5年は0.42（前年比0.09上昇）であった。

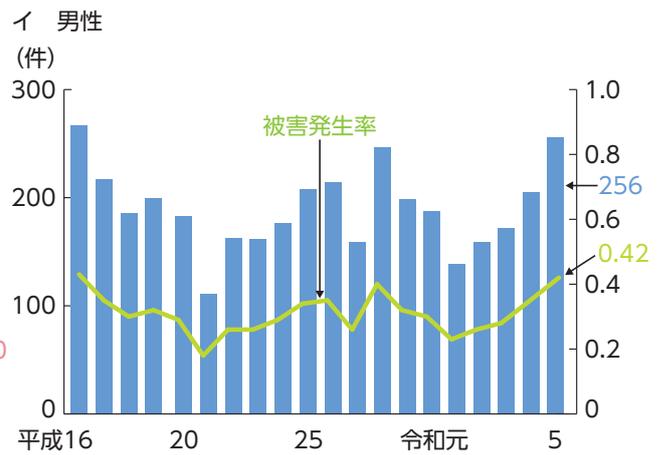
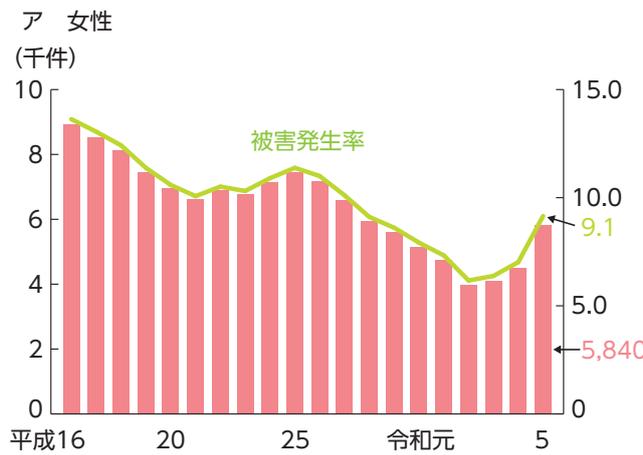
2-2-3 図 不同意性交等・不同意わいせつ 認知件数・被害発生率の推移 (男女別)

① 不同意性交等

(平成16年～令和5年)



② 不同意わいせつ



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数(男女別)をいう。  
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。  
 4 男性を被害者とする「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)が施行された平成29年7月以降のものである。

## (2) 被害者の年齢層

不同意性交等及び不同意わいせつの被害者の人員の推移（最近20年間。ただし、男性を被害者とする不同意性交等は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降）を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-4図**のとおりである。

このうち、不同意性交等については、**2-2-4図①**のとおりである。女性では、13歳～19歳及び20～29歳は、平成16年（912人、906人）以降減少傾向を示し、28年に16年のそれぞれ約10分の3（288人）、約2分の1（449人）まで減少した後、29年から増加傾向を示し、令和5年は、13～19歳で833人（前年比80.3%増）、20～29歳は1,017人（同61.2%増）と、平成16年と比べおおむね同水準ないしやや増加した（約0.9倍、約1.1倍）。他方、13歳未満では、16年（74人）以降減少傾向を示し、21年に16年の約10分の7まで減少した後、増加傾向にあり、令和5年は、平成16年の約2.9倍である216人（前年比18.0%増）まで増加した。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）で約8～9割とその大半を占めているところ、その内訳で推移を見ると、13歳未満は、16年から22年まで3～4%台、23年から29年まで5～7%台、30歳以降は8～11%台と上昇傾向にあるのに対し、13～19歳は、16年から24年まで38～41%台、25歳以降は29～34%台と低下傾向にあり、20～29歳は16年以降39～45%台とおおむね横ばいであった。また、30～39歳及び40～49歳は、16年（8.6%、2.1%）以降、ゆるやかな上昇傾向にあり、令和5年は、それぞれ12.1%、5.6%であった。

男性では、平成29年から令和4年までは、他の各年齢と比べて13歳未満（7～36人）が最も多かったが、5年は13～19歳（47人）が最も多く、次いで、13歳未満（23人）が多かった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、平成29年以降一貫して20歳未満（13歳未満及び13～19歳の合計）で約6～8割、30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）では約8～9割とその大半を占めている。また、13歳未満の男性の構成比（23.0～51.6%）は、13歳未満の女性の構成比（3.4～11.5%）と比べて一貫して高い。

次に、不同意わいせつについては、**2-2-4図②**のとおりである。女性では、13歳未満及び13～19歳は、平成16年（1,519人、3,763人）以降減少傾向にあり、令和2年に平成16年の約3～4割（614人、1,112人）まで減少した後、令和3年からは増加し、5年は、13歳未満で790人（前年比16.9%増）、13～19歳で1,619人（同29.5%増）であり、いずれも平成16年の約4～5割であった。20～29歳は、18年に16年以降最多の2,878人を記録した後減少傾向にあり、令和3年には平成18年の約5割（1,436人）まで減少した後、令和4年から増加し、5年は2,124人（前年比30.5%増）であった。30～39歳は、平成16年（610人）以降おおむね減少傾向にあり、令和3年には404人まで

減少したが、4年に増加に転じ、5年は平成16年以降最多の674人（前年比33.5%増）であった。40～49歳及び50～59歳は、16年（168人、63人）以降、増減を繰り返しながらも、25年以降はゆるやかな増加傾向にあったところ、令和5年は前年比で大幅に増加し、40～49歳が374人（前年比53.3%増）、50～59歳が170人（同39.3%増）であり、平成16年比では、それぞれ約2.2倍、約2.7倍であった。65歳以上は、16年（18人）以降、おおむね10～20人台で推移していたところ、30年以降はおおむね40～50人台で推移しており、令和5年は、56人（同7.7%増）と、平成16年の約3.1倍であった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）が約8～9割と大半を占めるところ、13～19歳は、16年から25年までは37～42%台、26年から29年までは31～35%台、30年以降は27～29%台と低下傾向にあるのに対し、13歳未満は10～17%台、20～29歳は31～38%台とそれぞれおおむね横ばいで推移している。他方、30～39歳、40～49歳は、16年（6.8%、1.9%）以降上昇傾向にあり、令和5年は、それぞれ11.5%、6.4%であった。

男性では、平成16年以降一貫して13歳未満（69～160人）が最も多かった。また、年齢層別の構成比の推移を見ると、16年以降一貫して20歳未満（13歳未満及び13～19歳の合計）で約7～9割、30歳未満（13歳未満、13～19歳及び20～29歳の合計）では約9～10割とその大半を占めている。さらに、13歳未満の男性の構成比（41.0～64.0%）は13歳未満の女性の構成比（10.9～17.0%）と比べ一貫して高い。

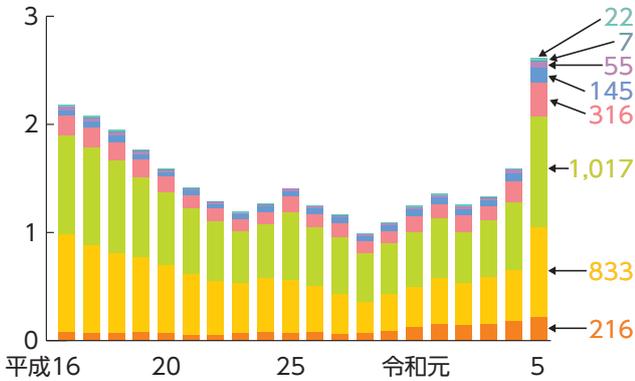
2-2-4図

不同意性交等・不同意わいせつ 被害者の人員の推移 (男女別・年齢層別)

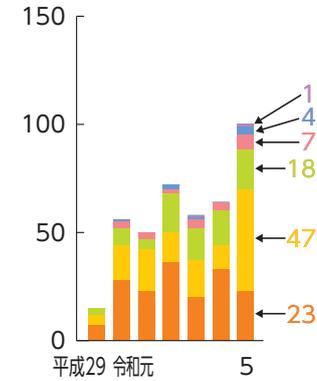
① 不同意性交等

(平成16年～令和5年)

ア 女性  
(千人)

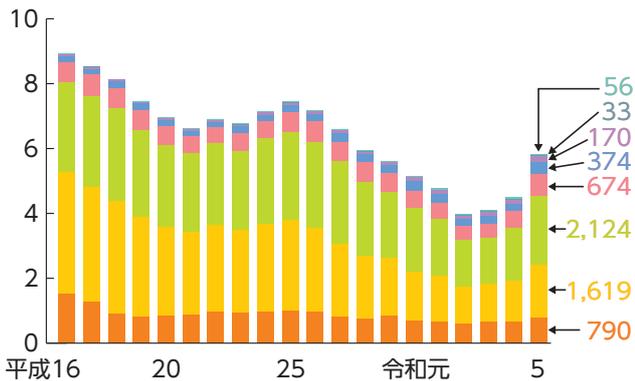


イ 男性  
(人)

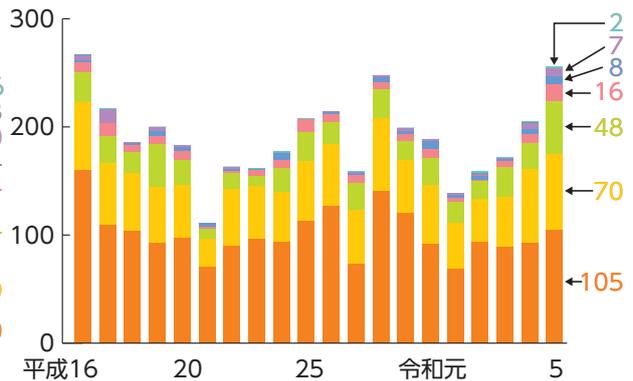


② 不同意わいせつ

ア 女性  
(千人)



イ 男性  
(人)



注 1 警察庁の統計による。  
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。  
 3 年齢不明のものを除く。  
 4 男性を被害者とする「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月以降のものである。

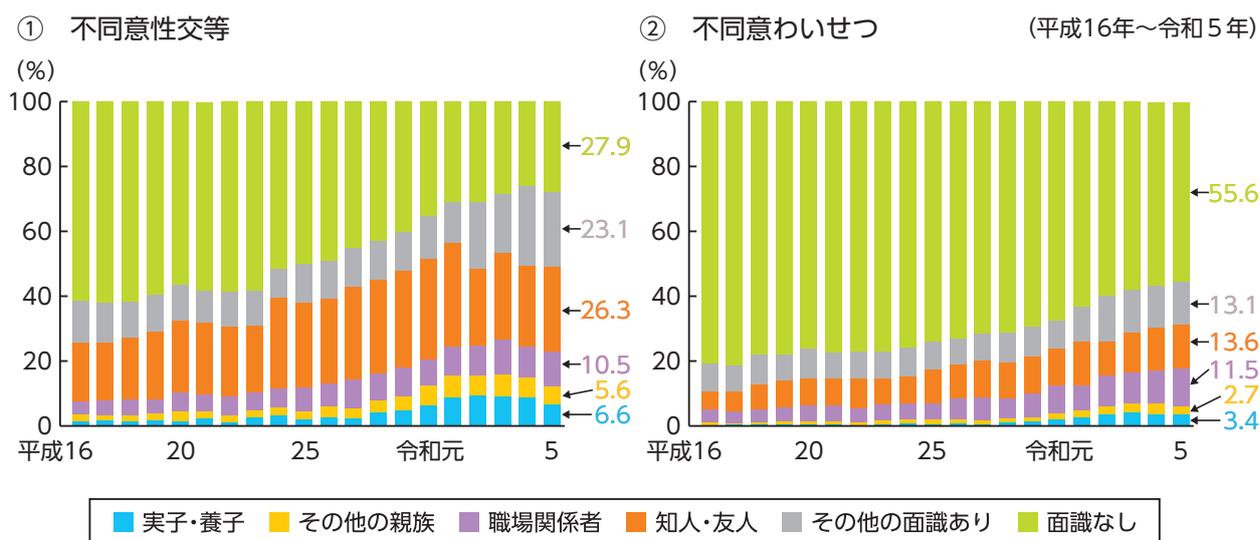
### (3) 被害者と被疑者の関係

不同意性交等及び不同意わいせつの検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、被害者と被疑者の関係別の構成比の推移（最近20年間）を見ると、2-2-5図のとおりである。

このうち、不同意性交等については、被害者と被疑者に面識がある場合（「実子・養子」、「その他の親族」、「職場関係者」、「知人・友人」及び「その他の面識あり」の合計。以下この項において同じ。）の構成比は、平成16年から18年までは30%台、19年から29年までは40～50%台、30年以降は60～70%台と上昇傾向にあるところ、令和5年は72.1%（前年比1.6pt低下）であった。また、その内訳を見ると、いずれの関係別においても上昇傾向にあった。一方、「面識なし」の構成比は、平成16年から23年まで60%前後で推移していたところ、24年以降低下傾向にあり、令和5年は27.9%と平成16年の約2分の1であった。

次に、不同意わいせつについては、被害者と被疑者に面識がある場合の構成比は、平成16・17年は10%台、18年から28年までは20%台、29年から令和2年までは30%台、3年以降は40%台と上昇傾向にあるところ、令和5年は44.4%（前年比1.2pt上昇）であった。また、その内訳を見ると、いずれの関係別においても上昇傾向にあった。一方、「面識なし」の構成比は、平成16・17年には80%台だったところ、18年以降低下傾向にあり、令和5年は55.6%と平成16年の約7割であった。

2-2-5図 不同意性交等・不同意わいせつ 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比



注 1 警察庁の統計による。  
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

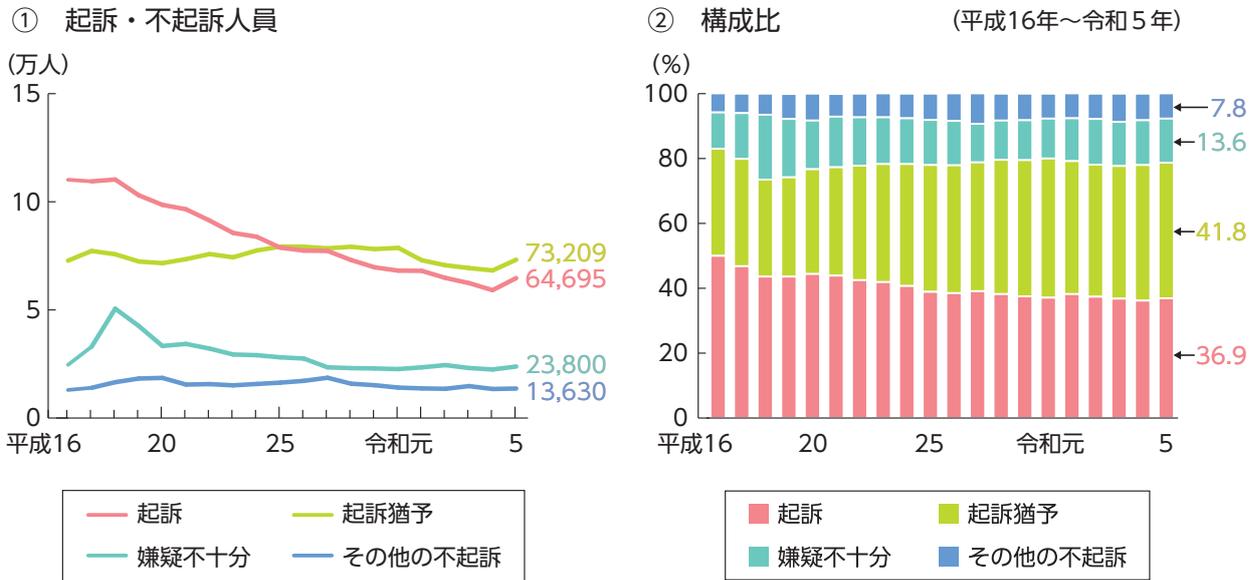
## 第3節 検察

### 1 刑法犯の起訴・不起訴人員等の推移

刑法犯（自動車等による業務上（重）過失致死傷を除く）の起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）は、**2-3-1 図①**のとおりである。検察官が行う不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心身喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）を理由とするもの、④犯罪の嫌疑が十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、⑤犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがあるところ、本図においては、不起訴人員について、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に計上している（以下この節において同じ。）。起訴人員は、平成16年から19年までは10万人を超えていたが、その後は減少が続き、25年以降は起訴猶予人員を下回る数で推移している。5年は前年より増加したものの、6万4,695人（前年比5,570人増）であった。起訴猶予人員は、平成16年以降令和5年（7万3,209人）まではおおむね横ばいであり、6万8,000人台から7万9,000人台で推移している。嫌疑不十分人員は、平成18年（5万557人）をピークに翌年から20年まで大きく減少し、その後、緩やかな減少傾向となり、27年以降は2万3,000人前後で推移している。その他の不起訴人員は、16年以降おおむね横ばいとなっており、1万2,000人台から1万8,000人台で推移している。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で見ると、**2-3-1 図②**のとおりである。起訴の構成比は、平成16年には50.0%を占めていたが、17年から24年までは40%台で推移し、25年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年には33.0%であったが、平成18年に一旦減少したものの、以降は上昇傾向にあり25年に起訴の構成比を上回って最も高い割合となり、28年以降は令和5年まで40%台で推移している。嫌疑不十分の構成比は、平成18年のピーク時には20.0%を占めていたが、その後は緩やかな減少傾向にあり、22年以降は令和5年まで15%を下回っている。その他の不起訴の構成比は、平成16年以降おおむね6～9%台で推移している。

2-3-1 図 刑法犯 起訴・不起訴人員等の推移



注 検察統計年報による。

2 不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移

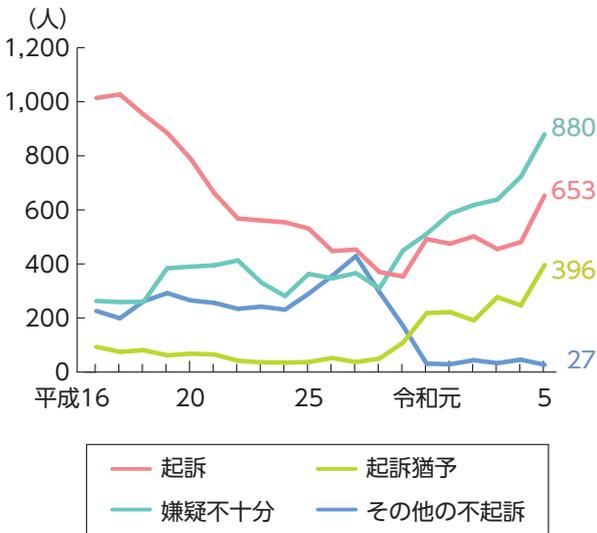
不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）について、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に見ると、2-3-2図①のとおりである。起訴人員は、平成16年には1,000人を超えていたが、18年以降減少傾向が続き、29年には16年以降最も少ない354人となった。30年に増加に転じた後、400人台から500人台で推移していたが、令和5年には653人に達した（前年比172人増）。起訴猶予人員は、平成16年から28年まで100人未満で推移していたが、29年に100人を超えると、その後は増加傾向にあり、令和5年は400人弱まで増加した。嫌疑不十分人員は、平成16年から29年までは200人台から400人台で増減を繰り返した後、29年以降は増加を続け令和5年は880人に達した（前年比157人増）。その他の不起訴人員は、平成16年から25年まではおおむね200人台で推移していたものの、26年に300人を超え、翌27年に429人でピークとなった後は大幅に減少し、30年以降は令和5年まで50人未満で推移している。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で見ると、2-3-2図②のとおりである。起訴の構成比は、平成16年から18年までは60%を超えていたが、その後減少傾向にあり、26年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年から28年までは6%を下回っていたが、29年以降は10%を超え、令和5年は20%を超えた。嫌疑不十分の構成比は、平成16年から18年まではおおむね16%であったが、その後は上昇傾

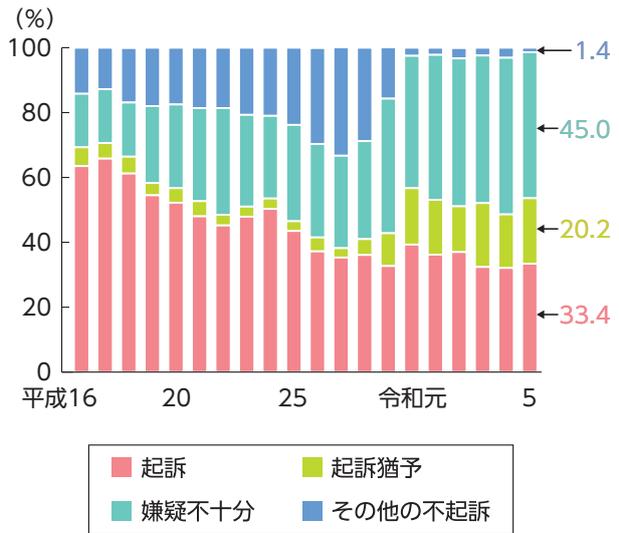
向にあり、29年以降は40%台で推移している。その他の不起訴の構成比は、16年から29年まではおおむね10%台から20%台で推移していたが、30年に2.5%まで低下して以降は横ばいで推移し、令和5年は1.4%であった。

### 2-3-2図 不同意性交等 起訴・不起訴人員等の推移

① 起訴・不起訴人員



② 構成比 (平成16年～令和5年)



注 検察統計年報による。

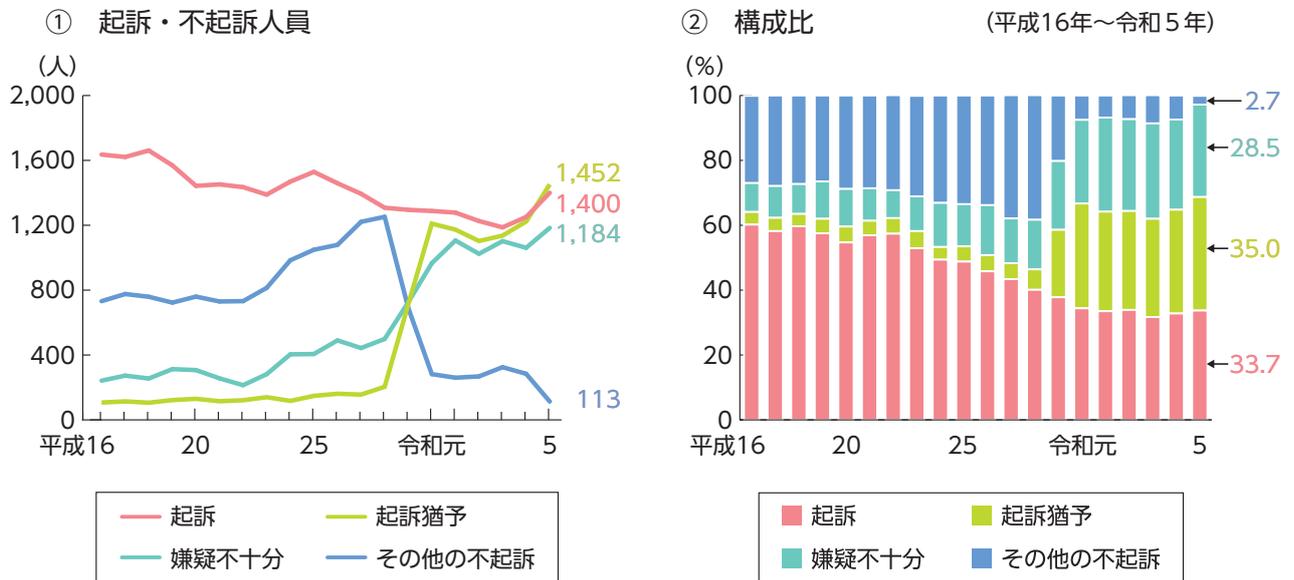
### 3 不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移

不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移（最近20年間）について、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴の別に見ると、2-3-3図①のとおりである。起訴人員は、平成16年以降18年までは1,600人台で推移し、翌年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあったが、令和5年は1,400人（前年比149人増）であった。起訴猶予人員は、平成16年以降27年まで100人台で推移した後、28年から30年にかけて、おおむね500人ずつ大幅に増加し、同年から令和4年までは、1,100人台から1,200人台で推移していたが、5年は更に増加し、1,400人台に達した。嫌疑不十分人員は、平成16年以降28年までは200人台から400人台で推移していたが、29年から顕著な上昇傾向にあり、令和5年は1,184人であった。その他の不起訴は、平成16年以降22年まで700人台で推移した後、翌年から増加傾向となったが、28年の1,252人をピークとして、翌年以降大幅に減少し、令和5年は113人であった。

なお、起訴、起訴猶予、嫌疑不十分、その他の不起訴について、構成比の推移（最近20年間）で

見ると、2-3-3図②のとおりである。起訴の構成比は、平成16年にはおおむね60%であったが、翌年以降減少傾向にあり、29年以降は令和5年まで30%台で推移している。起訴猶予の構成比は、平成16年から28年までは7%を下回っていたが、29年に大幅に上昇して20%を超え、その後は令和5年まで30%台で推移している。嫌疑不十分の構成比は、平成16年から23年までは増減を繰り返しながらおおむね横ばいであったが、29年に20%を超え、その後は令和5年まで20%台で推移している。その他の不起訴の構成比は、平成16年から29年まで20~30%台で推移していたが、30年以降は令和5年まで10%を下回って推移している。

2-3-3図 不同意わいせつ 起訴・不起訴人員等の推移



注 検察統計年報による。

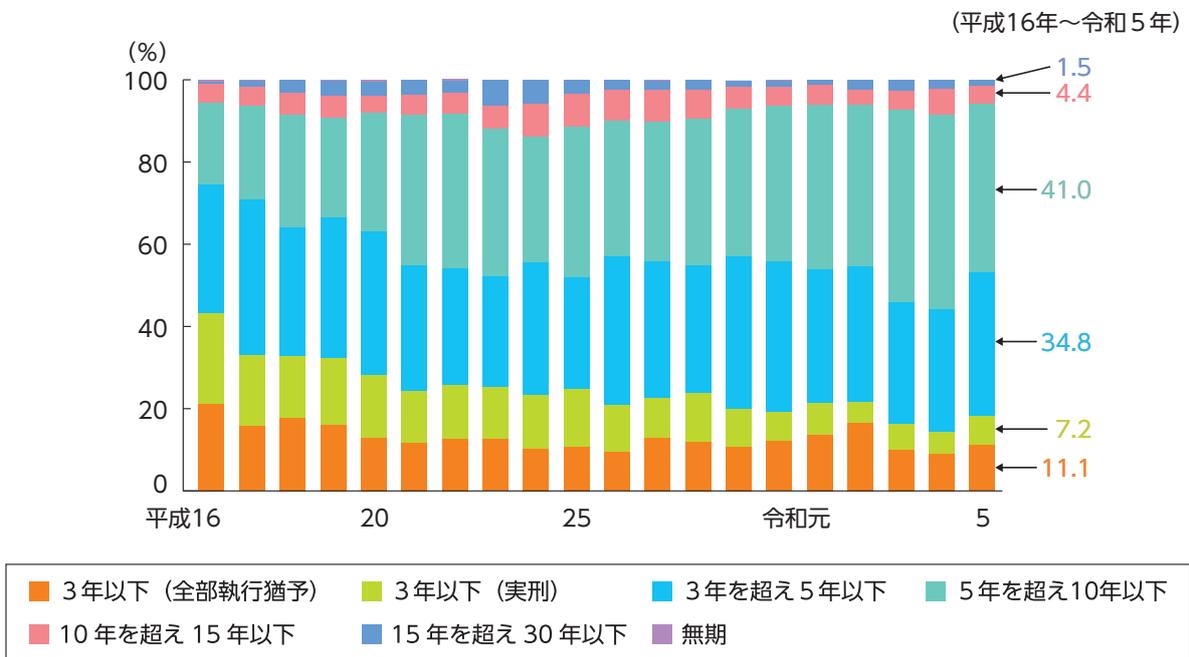
## 第4節 裁判

### 1 不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-4-1図**のとおりである。令和5年の通常第一審における有罪人員（懲役）は388人で、平成16年（709人）と比べて約2分の1であった。「5年を超え10年以下」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降上昇傾向にあり、21年以降30%台で推移した後、令和元年には40%を超え、5年は41.0%と、平成16年と比べて21.0pt上昇した。また、「3年以下（実刑）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降低下傾向にあり、令和5年は7.2%と、平成16年と比べて14.8pt低下した。通常第一審における全部執行猶予率（「3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合）を最近20年間で見ると、16年以降上昇・低下を繰り返しながら低下傾向にあり、令和5年は11.1%と、平成16年と比べて10.1pt低下した。

2-4-1 図

不同意性交等 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

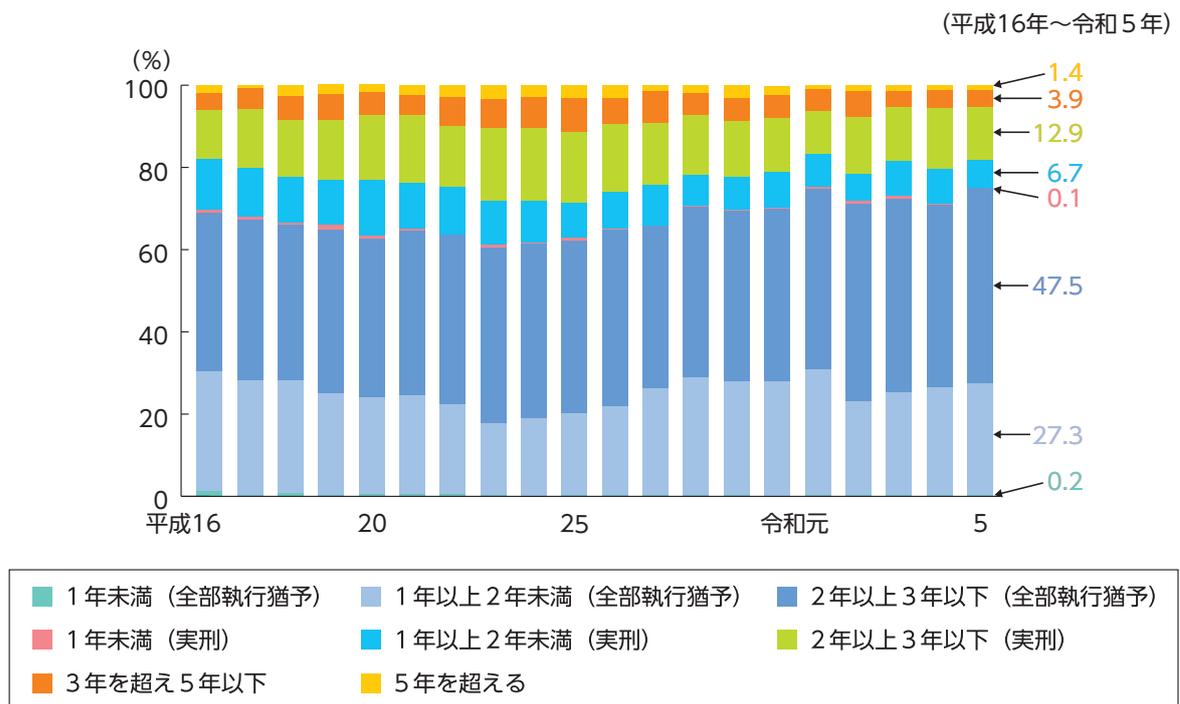


注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「実刑」は、平成28年以降、刑の一部執行猶予を含む。

## 2 不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移

不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を見ると、**2-4-2図**のとおりである。令和5年の通常第一審における有罪人員（懲役）は929人で、平成16年（1,081人）の約9割であった。「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降上昇傾向にあり、令和5年は47.5%と、平成16年と比べて9.1pt上昇した。「1年以上2年未満（実刑）」の懲役を言い渡された者の割合は、16年以降おおむね低下傾向にあり、令和5年は6.7%と、平成16年と比べて5.6pt低下した。通常第一審における全部執行猶予率（「1年未満（全部執行猶予）」、「1年以上2年未満（全部執行猶予）」及び「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の懲役を言い渡された者の割合）を最近20年間で見ると、16年以降30年までおおむね60%台で推移した後、令和元年に75.0%へと上昇し、その後は70%台で上昇・低下を繰り返し、5年は75.0%であった。

**2-4-2図** 不同意わいせつ 通常第一審における有罪人員（懲役）の刑期別構成比の推移



注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「実刑」は、平成28年以降、刑の一部執行猶予を含む。